

国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 8 月 27 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 国立駅南第3自転車駐車場の廃止に伴い、別表の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市自転車安全利用促進条例の一部を改正する条例案

国立市自転車安全利用促進条例（昭和56年3月国立市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

国立駅南第2自転車駐車場	同 中1丁目16番地の30
国立駅南第3自転車駐車場	同 中1丁目10番地の6

を

」

「

国立駅南第2自転車駐車場	同 中1丁目16番地の30
--------------	---------------

に

」

改める。

別表第3中

「

	自動二輪車 (総排気量125cc を超え)	一時利用 (1回24時間まで ごと)	300円
国立駅南第3 自転車駐車場	自転車	一時利用 (1回24時間まで ごと)	100円

を

」

「

	自動二輪車 (総排気量125cc を超え)	一時利用 (1回24時間まで ごと)	300円
--	-----------------------------	--------------------------	------

に

」

改める。

付 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。